AI ゴールド証券　くりっく 365

取引ガイド及び取引要綱

２０２５年２月版

取引所為替証拠金取引

「取引所為替証拠金取引くりっく 365」は、株式会社東京金融取引所の登録商標です。

ご注意

お取引開始の際には、「取引ガイド及び取引要綱」「取引所為替証拠金取引説明書及び約款・規程集」等を熟読し、取引の内容や仕組み、リスクについて十分にご理解をいただき、ご検討くださいますようお願い申しあげます。
　取引所為替証拠金取引（くりっく 365）は、証券取引所や商品取引所で売買される取引所取引と同様に、東京金融取引所（金融取）で取引される為替証拠金取引です。
　取扱業者は、東京金融取引所の統一した基準によってお客様の受託業務を行いますが、お取引される会社によって証拠金の額や取引手数料には違いがあります。
　取扱業者は、東京金融取引所の厳格な参加基準に適合した会社であり、金融商品取引法に基づいてお客様の差入証拠金の全額を取引所に預託する義務があります。
　取引所為替証拠金取引は、他の店頭で取引されている為替証拠金取引とは異なるルールがございますので、内容や取引手法等を十分にご理解いただくことが重要です。

目次

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項のご説明 1
くりっく 365 の特徴 2
くりっく 365 の税制 3
取引画面イメージ 4
ロールオーバー 5
スワップポイント 5
取引の流れ 6
売買の計算例 8
注文方法 10
決済注文について 14
証拠金状況の見方 16
両建て時の必要（維持）証拠金額について 17
証拠金の計算 17
ロスカット 18
新規建玉制限について 18
不足金 19
入出金に関する事項 20
取引要綱 22
取引コースのご案内 24
お取引口座に係る重要なご案内 25
　お預りのみの口座の取扱い 25
　お預りがなくなった口座の取扱い 25
　長期に亘り連絡が取れなくなった口座の取扱い 25
会社案内 26
個人情報保護宣言 27
個人情報等の利用目的 30
勧誘方針 32
反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針 32
お問い合わせ 34

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項のご説明

【価格変動リスク】
取引所為替証拠金取引は、取引する通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動に伴い差損が生じる場合があり、元本や収益が保証されるものではありません。建玉を維持するために追加で証拠金を差し入れる必要が生じる場合があります。また、差入証拠金以上の損失が生じる場合があります。

【レバレッジリスク】
取引所為替証拠金取引は、取引の額が預託された証拠金に比して大きくなるため、価格変動リスクその他のリスクがその比率に応じて増幅されます。レバレッジにより、その取引について必要となる証拠金の最大 25 倍までのお取引を行うことができます。お取引にあたっては、レバレッジ（てこ）リスクに充分留意され、余裕のあるお取引を心がけていただきますようお願いいたします。

【流動性リスク】
取引所為替証拠金取引で提示する為替レートには価格差（スプレッド）がございます。取引所為替証拠金取引では、マーケットメイカーが買気配および売気配を提示し、それに対して投資家がヒットをして取引が成立する方式を取っています。そのため、状況（天変地異、戦争、政変あるいは各国為替政策・規制の変更、為替相場の激変等）によって、マーケットメイカーによる買気配および売気配の安定的、連続的な提示が難しくなることがあり、その結果、投資家に不測の損失が生じる可能性があります。また、一部の通貨においては母国市場等が休業となる場合等には、臨時に休場となる場合がございます。なお、平常時においても、流動性の低い通貨の取引を行う際には、希望する価格での取引ができないなどの不利益を被ることがあります。

【金利変動リスク】
取引対象である通貨の金利が変動すること等により、保有する建玉のスワップポイントの受取額が減少、または支払額が増加する可能性があります。建玉を構成する 2 国間の金利水準が逆転した場合等には、スワップポイントが受け取りから支払いに転じる可能性があります。また、一部の通貨においては対象通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、場合によっては金利の高い方の通貨を買い、金利の低い方の通貨を売る建玉を保有している場合であっても、スワップポイントの支払いが生じる可能性があります。

【コンバージョンリスク】
クロスカレンシー取引においては、決済が当該通貨ではなく円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります。

【システム障害リスク】
取引参加者及び東京金融取引所のシステム、または投資家、インターネット業者、東京金融取引所の間を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合には、相場情報等の配信、発注・執行等が遅延したり、不可能になることがあり、その結果、不測の損失が発生する可能性があります。

【情報リスク】
取引参加者、金融商品仲介業者または媒介業者からご提供させていただく情報は、取引所為替証拠金取引の参考としていただく資料です。その記載情報は、信頼性、正確性、完全性において保証されるものではございません。また、情報内容も予告なしに変更することもございます。

【信用リスク】
取引所為替証拠金取引においては、投資家の取引を受託する取引参加者に対し東京金融取引所が取引の相手方となる「清算制度」を導入しており、投資家の証拠金は、全額、東京金融取引所が分別管理しているため、原則として保全されますが、取引参加者が破綻した場合には、その他の不測の損失を被る可能性があります。

くりっく 365 の特徴

外国為替を投資対象とする為替証拠金取引には、取引所に上場された取引所取引と、金融商品取引業者が個々に提供する店頭取引とがあります。
くりっく 365 は東京金融取引所（以下「金融取」といいます。）における取引所取引であり、以下の様な特徴があります。

【スワップポイントは一本値】

「くりっく 365」では、マーケットの実勢に応じて金融取がスワップポイントを一本値で決定しています（店頭取引では、投資家の受取額より支払額を大きく設定し、差額が取扱会社の利益となっている場合があります。）。

【証拠金の保護】

「くりっく 365」では、お客さまからお預かりした証拠金は、金融取に全額預託することが義務づけられています。そのため、取引参加者が万一破綻したような場合でも、金融取に預託された証拠金は原則として全額保護されます。

【取引参加者の厳格な資格要件】

「くりっく 365」では、金融取の基準にもとづく資格要件を満たした業者のみが取引参加者として取引所取引に参加できます。
金融取では、資本金や自己資本規制比率などの要件について、金融商品取引法で定められた金融商品取引業者の登録基準よりも厳しい数値基準を設定しており、「くりっく 365」の取扱業者は相対的に高い財務基盤を求められていると言えます。

【マーケットメイク方式による価格提供】

「くりっく 365」では、複数の金融機関(マーケットメイカー)が提示する価格のうち、その時点で最も有利な価格がシステムで自動的に合成され、気配値および数量が提供されますので、透明性の高い価格提供方式です。詳しくは P12 をご覧ください。

くりっく 365 の税制

① 申告分離課税で税率は一律

個人が行ったくりっく 365 で発生した損益（手仕舞いで発生した売買損益及びスワップポイントの合計が益金の場合をいいます。以下、同じ。）が益金となった場合は、雑所得として申告分離課税の対象になり、確定申告をする必要があります。くりっく 365 の所得（手数料等の必要経費を控除した後の課税所得）に対する税率は、所得金額にかかわらず一律で、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%（※）、地方税が 5%となります。法人の場合は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

（※） 復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（所得に対して 0.315%）が、追加的に課税されるものです。

- ◆ 給与所得や一時所得に対する税率は所得に応じた累進税率です。
- ◆ 所得税は確定申告時に納付、住民税は賦課方式（特別徴収または普通徴収）での納付となります。

② 他の上場・非上場先物取引等との損益通算が可能

くりっく 365 で生じた損益は、くりっく株 365（取引所株価指数証拠金取引）、日経平均先物などの有価証券先物取引、金先物などの商品先物取引、店頭為替証拠金取引を含む店頭金融デリバティブ取引、及び店頭商品デリバティブ取引において発生した損益と損益通算した金額を課税申告することが可能です （一部の店頭取引には損益通算の対象外となるものがあります。）。

③ 損失が発生した場合、翌年以降３年間にわたり損失を繰り越すことが可能

くりっく 365 で生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、確定申告により、翌年以降３年間にわたり、先物取引に係る雑所得等の金額から繰越控除できます。

税金・社会保険料に関するご注意 ～特に専業主婦など被扶養者のお客様へ～

くりっく 365 を含む先物取引で利益が生じると、社会保険上の被扶養者該当要件を満たさなくなったり、扶養者の税法上の所得計算において配偶者控除等の対象から外れたりすることがあります。そのため、お客様自身の税金・社会保険料に影響するだけではなく、扶養者のそれにも影響することがありますのでご注意ください。

具体的な取扱いについては、健康保険組合・社会保険事務所や税理士等にご確認ください。

ここでは、くりっく 365 の所得にかかる税制の一般的な概要を記載しています。個別または具体的な税務上の取扱いについては、直接税務当局に確認する、国税庁ホームページ等で調べる、税理士に相談する、など、お客様ご自身でご確認ください。

取引画面イメージ

	銘柄	買気配数量	買気配	売気配	売気配数量	現在値	始値	高値	安値	出来高	前日清算値
	USD/JPY	100	107.935	107.960	925	107.930 (-0.055)	107.970	108.030	107.795	3,906	107.985
	EUR/JPY	425	129.750	129.780	725	129.770 (+0.035)	129.690	129.815	129.595	476	129.735
	GBP/JPY	300	149.52	149.55	200	149.51 (+0.05)	149.43	149.63	149.29	1,643	149.46
	AUD/JPY	600	83.315	83.345	100	83.350 (+0.125)	83.190	83.370	83.095	1,982	83.225
	CHF/JPY	115	117.73	117.77	315	117.78 (+0.03)	117.76	117.78	117.68	62	117.75
	CAD/JPY	125	86.43	86.46	320	86.40 (+0.02)	86.32	86.45	86.28	156	86.38
	NZD/JPY	100	77.37	77.40	600	77.35 (0.00)	77.30	77.41	77.19	181	77.35
	ZAR/JPY	290	7.540	7.550	580	7.550 (+0.000)	7.540	7.550	7.530	555	7.550
	TRY/JPY	700	12.93	12.98	1,000	12.98 (+0.04)	12.98	13.00	12.92	2,521	12.94
	MXN/JPY	1,308	5.420	5.430	1,348	5.425 (+0.010)	5.420	5.430	5.410	2,326	5.415
	EUR/USD	325	1.2020	1.2023	725	1.2022 (+0.0008)	1.2018	1.2025	1.2012	121	1.2014

決済	建玉整理	銘柄	売買	注文番号	約定日時	建玉数量	決済可能数量	約定価格	前日清算価格
☐	建玉整理	TRY/JPY	買	1519501154070201	2015/07/24 00:26:21	1	1	45.30	12.94
☐	建玉整理	TRY/JPY	買	1513501151873201	2015/05/15 11:17:29	1	1	46.04	12.94

【取引レートの見方】

	銘柄	買気配数量	買気配	売気配	売気配数量	現在値
	USD/JPY	100	107.935	107.960	925	107.930 (-0.055)
	EUR/JPY	425	129.750	129.780	725	129.770 (+0.035)
	GBP/JPY	300	149.52	149.55	200	149.51 (+0.05)
	AUD/JPY	600	83.315	83.345	100	83.350 (+0.125)
	CHF/JPY	115	117.73	117.77	315	117.78 (+0.03)
	CAD/JPY	125	86.43	86.46	320	86.40 (+0.02)
	NZD/JPY	100	77.37	77.40	600	77.35 (0.00)
	ZAR/JPY	290	7.540	7.550	580	7.550 (+0.000)
	TRY/JPY	700	12.93	12.98	1,000	12.98 (+0.04)
	MXN/JPY	1,308	5.420	5.430	1,348	5.425 (+0.010)
	EUR/USD	325	1.2020	1.2023	725	1.2022 (+0.0008)

【ツーウェイ方式】
お客様が取引できる
売りと買いのレートを
同時に提示する方式

項目	意味
買気配数量	買気配の価格でお客様が「売る」ことが可能な枚数
買気配（ビッド）	お客様が「売る」ことが出来るレート（「新規売」「売決済」するレート）
売気配（オファー）	お客様が「買う」ことが出来るレート（「新規買」「買決済」するレート）
売気配数量	売気配の価格でお客様が「買う」ことが可能な枚数

※ 上記のレートは、対円通貨は 1 通貨単位あたりの円価を示しています。クロスカレンシー通貨は左辺の 1 通貨単位あたりの右辺通貨建ての価格を示しています。
※ くりっく 365 で提示するレートには買気配と売気配とで価格差（スプレッド）があります。
※ 現在値は、直近の約定価格の表示でありその価格で約定するとは限りません。発注時の気配値によります。
※ 市場の急変等により、気配値が表示されなくなることがあります。

ロールオーバー

インターバンク市場の為替取引には、現時点で通貨の交換を行う直物為替（スポット）と将来の時点で通貨の交換を行う先物為替（フォワード）があります。インターバンク市場のスポット取引は通常、取引を行った２営業日後に通貨の決済が行われます。これをそのまま適用するのであれば、実際の通貨の受渡しを行わない個人の投資家は１日のうちに必ず差金決済（反対売買）によって、ポジションを決済しなければなりません。これでは非常に使い勝手の悪いものと言わざるを得ません。

そこで、くりっく 365 においては、未決済のポジションを１日の終わりに決済日がその翌営業日となるように取引の切り替えを行い、決済日を１日づつ繰り延べていく作業を行います。これを「ロールオーバー」といいます。この際に、２通貨間のスワップポイントの受け払いが発生します。ロールオーバーによってお客さまのポジションの決済日は、自動的に同一値段で無期限に延長することができます。ロールオーバーには手数料は発生しません。くりっく 365 ではロールオーバーにより発生する損益は評価損益および未決済スワップ損益（スワップ累計）の項目に反映し、決済処理が完了するまでお預り金には反映されません。

スワップポイント

為替取引とは通貨の交換です。ポジションを持ち続けることにより、期間に応じた取引通貨間の金利差調整分の受け払いが生じます。この金利差調整分がスワップポイントです。そのため、通常、高金利の通貨を買って低金利の通貨を売るポジションを持つと、スワップポイントを受け取りが発生し、逆に高金利の通貨を売って低金利の通貨を買うポジションを持つとスワップポイントの支払いが発生します。

くりっく 365 のスワップポイントは金利情勢及び為替レートの実勢等に応じて取引所が毎日決定します。

くりっく 365 のスワップポイントは売り買いで差はなく、１本値となります。

くりっく 365 では、ポジションを決済するまでスワップポイントは未決済スワップ損益として計算されます。

【スワップポイント付与日数イメージ図】

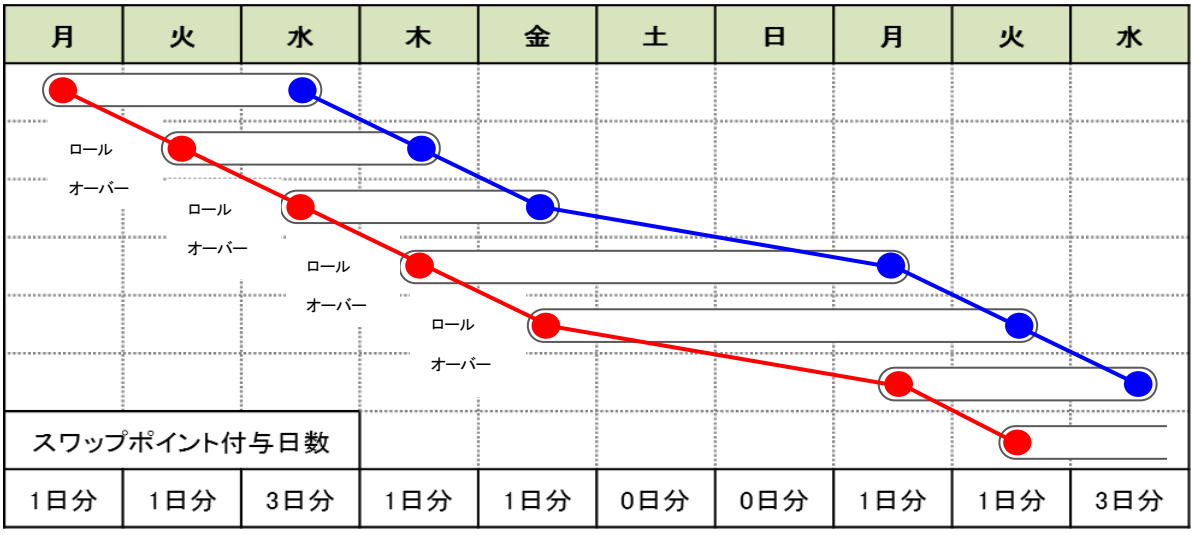

※　スワップポイントの付与日数は、取引した通貨の母国市場の祝祭日によって異なります。
※　スワップポイントの付与日数については取引画面の「スワップ一覧」またはくりっく 365 ホームページをご覧ください。

取引の流れ

１．はじめに

お取引を始める前に、取引ガイド及び取引要綱、取引所為替証拠金取引説明書、約款・規程集（受託契約準則を含む）及び約諾書をよくお読みください。
取引の内容や仕組み、リスク等について、十分にご理解のうえ、お申込みください。

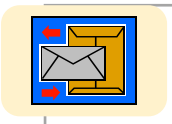

２．口座設定書類の提出

口座設定に必要な書類の必要事項をご記入、ご捺印のうえご提出ください。

口座設定申込書、確認書及び申告書、誓約書兼宣誓同意書、同意書、口座設定約諾書、個人番号（マイナンバー）に係る申請書、その他当社が提出をお願いする書類

※　金融商品仲介業者または媒介業者に取引所為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、媒介約諾書のご提出も必要です。

本人確認書類

口座設定時に、お客様ご本人の氏名と住所、生年月日、個人番号を確認できるものが必要となります。

※　外国籍のお客様には、本人確認書類に加えて、在留期間・在留資格等の確認書類等が必要となります。（在留カード・特別永住者証明書等の写し等）

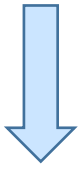

３．審査

口座設定書類のご提出により、社内規程に基づき審査をいたします。
お取引等のご理解状況の確認や適合性の確認のために電話にてご連絡いたします。
（書類に不備が認められた場合、審査の対象外となる場合がございますので、ご記入漏れにご注意ください）

４．ログインＩＤ等発行

審査が無事終了しますと、お客様に**ログインＩＤ、パスワード**を発行いたします。
口座設定申込書に記載のご自宅住所宛てに転送不要の書留郵便にてログインＩＤ、パスワードが記載された通知書（口座開設通知書）をお送りいたします。

５．証拠金の預託

クイック入金のご利用、または当社の指定銀行口座にお振込みください。
お振込先は口座開設通知書にてご案内いたします。不明の場合はまたは下記までお問い合わせください。

AI ゴールド証券　コンサルティング部　：　０１２０－９５－８１８１

6．お取引

【総合コースの方】

お電話での売買注文の際には、くりっく 365（FX）の取引であることを伝えたうえ通貨ペア、売買の区別、新規/決済の区別、取引執行方法、取引単位数、注文の有効期限、その他の条件をご指示ください。お客様の取引画面にログインしていただき、ご自身で注文を入力することもできます。

【インターネットコースの方】

当社ホームページより、お客様の取引画面にログインしていただき、ご自身でご注文を入力してください。操作手順につきまして、「くりっく 365 操作マニュアル」をご参照ください。

【取引画面の利用に必要な環境】

ＯＳ	Windows 10、Windows 11 Mac OS X v10.13 .6 High Sierra Mac OS X v10.14 .6 Mojave
ブラウザ	Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版 Safari 最新版
プラグイン	Adobe Reader

7．書類の交付

【総合コースの方】

下記の書類を郵送いたします。（「書面による郵送の停止」を選択され、インターネットコース同様に電子交付扱いとする事もできます。）

① 取引報告書（売買があった取引日毎）
② 証拠金受領書または入出金明細書（入金があった取引日毎）
③ 取引残高報告書（四半期毎、但し、電子交付については毎月末）
④ 年間損益報告書（毎年 1 月下旬頃）
⑤ 取引説明書（年 1 回以上、交付時期は当社が任意に設定）
⑥ その他の重要文書等（不定期）

【インターネットコースの方】

取引に関る報告書や重要文書は、書面による交付に代えて電子交付とさせていただきますので、取引画面にてご確認ください。

但し、④（年間損益報告書）及び ⑥（その他の重要文書等）のうち当社が必要と認めたものにつきましては、郵送扱いとなります。

8．証拠金の返還

取引時間内に預託証拠金の出金依頼があったお客様には、翌銀行営業日にお客様名義の指定口座へ送金いたします。振込手数料は AI ゴールド証券負担です。

売買の計算例

例１）米ドル/円を 120.000 円で 10 枚新規買い、30 日後に 121.000 円で売り決済した場合
※スワップポイントは１日１枚あたり５円の受取りと仮定します。

売買損益

（121.000 円 － 120.000 円）×10000 倍 ×10 枚
＝ 100,000 円

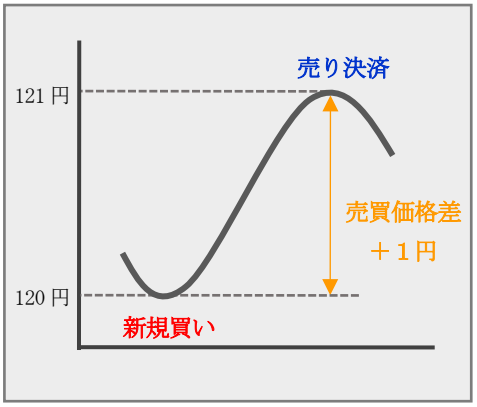

スワップ損益

5 円×10 枚×30 日
＝ 1,500 円（1,500 円の受け取り）

取引損益は 101,500 円の利益となった
※ 取引損益 ＝ 売買損益 ＋ スワップ損益
※ 取引に伴う手数料は別途発生いたします。

例２）米ドル/円を 120.000 円で 10 枚新規売り、30 日後に 119.000 円で買い決済した場合
※スワップポイントは１日１枚あたり５円の支払いと仮定します。

売買損益

（120.000 円 － 119.000 円）×10000 倍 ×10 枚
＝ 100,000 円

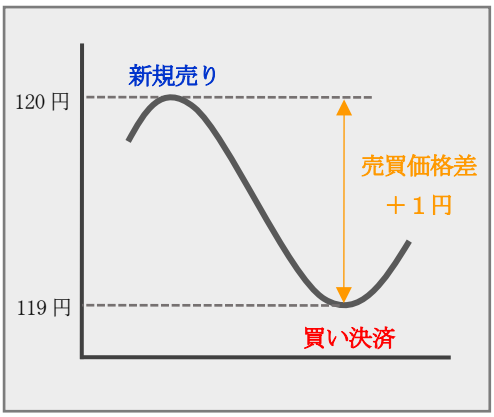

スワップ損益

▲5 円×10 枚×30 日
＝ ▲1,500 円（1,500 円の支払い）

取引損益は 98,500 円の利益となった
※ 取引損益 ＝ 売買損益 ＋ スワップ損益
※ 取引に伴う手数料は別途発生いたします。

思惑に反して相場が動いた場合、上記の例とは反対に取引損益は損失となります。

例３）ユーロ/米ドルを 1.1200 ドルで 10 枚新規買い、30 日後に 1.1700 ドルで売り決済した場合

※スワップポイントは１日１枚あたり 0.12 ドルの支払いと仮定します。

売買損益

（1.1700 ドル － 1.1200 ドル）×10000 倍×10 枚
＝ 5,000 ドル

※ 決済した日の米ドル/円清算価格が 120.000 円の場合
5,000 ドル×120.000 円 ＝ 600,000 円

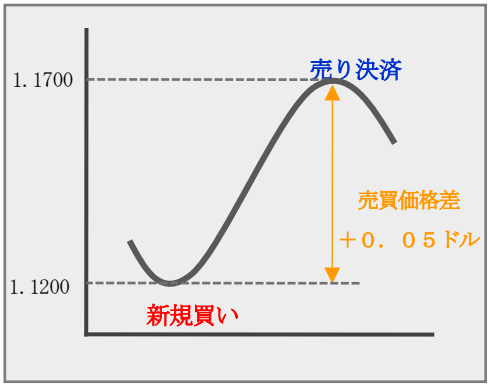

スワップ損益

▲0.12 ドル×10 枚×30 日 ＝ ▲ 36 ドル

※ 決済した日の米ドル/円清算価格が 120.000 円の場合
▲36 ドル×120.000 円
＝ ▲4,320 円（ 4,320 円の支払い）

取引損益は 595,680 円の利益となった
※取引損益 ＝ 売買損益 ＋ スワップ損益
※取引に伴う手数料は別途発生いたします。

思惑に反して相場が動いた場合、上記の例とは反対に取引損益は損失となります。

注文方法

成行注文

価格を指定せず、発注した時に市場で売買できる価格にて即時に取引を成立させる注文手法です。

市場で提示されている買気配や売気配の数量によっては、注文が分割して成立したり、成立値段が一部異なったものとなる可能性があります。なお、相対する買気配や売気配が無く、注文の一部又は全部が即時に成立できない場合には、残った注文数量は成立するまで有効な注文となります。

> ※ プレオープン時間を含めて、取引所の受付時間中に発注した成行注文は、全て成立するまで有効な注文となり取消はできません。取引所の受付時間外のため取引所へ発注していない注文（注文一覧で「受付中」と表示されます）に限り、訂正・取消が可能です。

指値注文

指定した価格又はそれより有利な価格で取引が成立する注文手法で、価格の限度（売りであれば下限価格、買いであれば上限価格）を示して行う注文です。あらかじめ、取引をしたい価格が明確になっている場合に使います。指値注文は、成立するまで又は注文を取消するまで有効な注文となり、その注文の有効期限が終了するまで残ることとなります。

逆指値注文（トリガ（成行）注文）

発注時に指定した価格（以下“逆指値価格”といいます。）以上に実勢価格が上昇した時に成行の買い注文が出される注文、または逆指値価格以下に実勢価格が下落した時に成行の売り注文が出される注文です。

例えば、買いポジションを保有している時、思惑が外れて相場が下落した際の損失拡大を防ぐため、逆指値注文であらかじめ損切りの決済注文を入れておく、といった利用方法があります。また、相場が一定のボックス圏から離れて上昇（下降）トレンドに入ったら順張りの新規買い（売り）を入れたい、といった場合にも利用できます。

> ※ 逆指値注文は、逆指値価格到達後、成行注文として発注されますので、逆指値価格とは異なる価格で約定することがあります。
> ※ 逆指値注文の場合、逆指値価格での約定成立を保証するものではありませんし、逆指値価格よりも不利なレートで成立する場合があります。

ストップリミット注文（トリガ（指値）注文）

逆指値価格以上に実勢価格が上昇した時に指値の買い注文が出される注文、または逆指値価格以下に実勢価格が下落した時に指値の売り注文が出される注文です。逆指値価格に達した時に出される注文が指値注文ですので、逆指値注文に比べると、逆指値価格から著しく乖離した価格での約定を防ぐ効果があります。

発注時には逆指値価格に加え、逆指値価格に達した時に発注される注文の指値を入力する必要があります。

> ※ OCO 注文（次項参照）では利用できません。
> ※ 逆指値価格到達後に出されるのは指値注文ですので、必ずしも約定が成立するとは限りません。このため、思惑が外れた場合に損失を早期に確定させる目的には不向きな注文方法です（逆指値注文をご利用ください。）。

逆指値注文・ストップリミット注文の際のご注意

※ 買いの場合、成立価格又は売り気配価格が逆指値価格以上になると成行又は指値の注文が発注されます。

※ 売りの場合、成立価格又は買い気配価格が逆指値価格以下になると成行又は指値の注文が発注されます。

※ 為替証拠金取引と株価指数証拠金取引では、気配値の対象が異なりますので、ご注意ください。

ＩＦＤ注文（ＩＦＤＯＮＥ注文）

新規注文（ＩＦ注文、１次注文）と決済注文（ＤＯＮＥ注文、２次注文）を同時に行う注文方法で、新規注文が約定した時点で決済注文が発注されます。例えば、新規の買いポジションを作るための買い指値注文が約定した場合に、そのポジションを転売して利喰うための売り指値注文を発注する時に利用できます。

新規注文（ＩＦ注文・１次注文）は、成行・指値・逆指値のいずれかが選択できます。

決済注文（ＤＯＮＥ注文・２次注文）は、指値・逆指値・OCO のいずれかが選択できます。

取引イメージ

現在、米ドル/円のレートは 120 円です。

- 119 円になったら新規買い（ＩＦ注文）
- ＩＦ注文が成立したら、121 円の決済売り（ＤＯＮＥ注文）

のように新規注文と決済注文を同時に出せます。

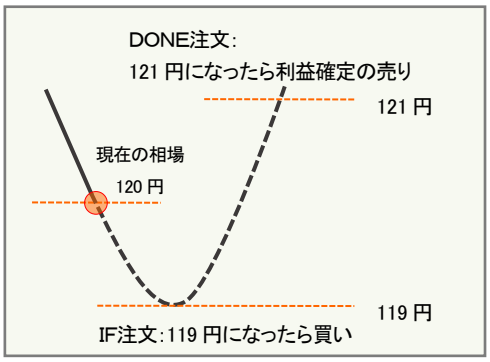

※ IFD 注文の必要証拠金額は片道分となります。

ＯＣＯ注文

買い指値注文と買い逆指値注文あるいは売り指値注文と売り逆指値という２つの注文をセットで発注し、一方（例えば買い指値注文）が約定したら、もう一方の注文（買い逆指値注文）が自動的に取消される注文手法です。OCO は One Cancel the Other の省略形です。一方の注文の全部ではなく、一部数量のみ（例えば１０枚の買い指値注文のうち３枚）が約定した場合には、その約定した数量分だけもう一方の注文（買い逆指値注文３枚）が取消されることになります。

OCO 注文は、例えば保有ポジションの反対売買として、利喰いと損切り注文を同時に入れる場合に利用できます。また、相場がボックス圏で推移している時に新規の買いポジションを作る場合、指値注文で底値付近での買いを狙いつつ、相場がそのレベルまで下がることなくボックスを抜けて上昇トレンドに入った時には順張りで追随の買い注文を入れたい、といった場合にも利用できます。

取引イメージ

米ドル/円 120 円の買いポジションを保有しています。

- 121 円になったら転売　（利食い）
- 119 円になったら転売　（損切り）

の 2 通りの注文を出せます。

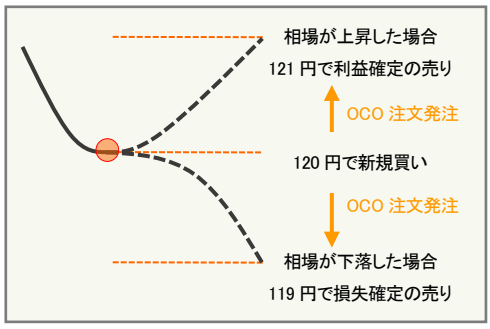

※ 一方の注文が約定すれば、もう一方の注文は取消されます。

※ OCO 注文で、指値注文と組み合わせができるのは逆指値注文のみとなります。

ストリーミング注文

リアルタイムで表示されている取引画面上の「買気配」値、又は「売気配」値をクリックしてIOC注文を発注するという注文手法です。IOCとはイミディエイトオアキャンセルの略で、指定した値段よりも有利な値段で注文時に即時取引できない場合には成立しなかった残りの注文数量はすべて不成立となり、取り消されます。

※ 付け合わせ時間帯以外（プレオープン時を含む）は注文できません。

注文全般に関する注意事項

※ 成立前の指値注文・逆指値注文・ストップリミット注文は、指定値段の変更・注文数量（減数）及び注文の取消ができます。

※ 新規に相当する注文を発注する場合には該当する発注証拠金額以上の発注可能額が必要となります。

※ 決済に相当する注文を発注する場合には発注証拠金は必要ありません。

※ 注文の有効期限は、ＤＡＹ（当日）ＷＥＥＫ（週末）とＧＴＣ（無期限）のいずれかが選択できます。

新規/決済選択項目におけるご注意

※ 注文（入力）通常ページで「決済」を選択すると、先入先出法により最も古い建玉から順次決済されることになります。（先入先出法による決済）

※ 注文（入力）通常頁で「ＦＩＦＯ」と選択すると、発注時にＦＩＦＯ注文の反対建玉を保有している場合、注文数量分の反対建玉は先入先出法による決済注文となり、超過する数量分は新規注文として扱われます。（既に決済指値等により拘束されている建玉は除く）

マーケットメイク方式の留意事項

マーケットメイク方式とは、取引の流動性を確保するため、マーケットメイカーが売り気配値と買い気配値を提示する市場の形態で、投資家の注文はマーケットメイカーの注文と相対することで取引が成立します。

くりっく365で採用されているマーケットメイク方式の場合、価格優先・時間優先の原則はオークション方式と同様に適用されますので、例えばお客様が買い指値注文を出した場合には、価格及び時間で優先される他の投資家の注文を上回る十分な数量の『売気配値』が当該買い指値以下で提示されたときに初めて成立することとなります。

マーケットメイク方式では、投資家の注文は全てマーケットメイカーの注文と相対し、投資家同士の注文が出合うことはありません。このため、マーケットメイカーの買い（売り）の気配値に対してほかの投資家の売り（買い）が約定した場合に、自分の出した買い（売り）指値よりも安い（高い）価格で取引が成立することがあり、直近値や安値（高値）が自分の買い（売り）指値よりも安い（高い）値段で表示されていたとしても、当該買い（売り）指値が成立しているとは限りません。

＜具体例＞

✧ お客様は、指値110.000で米ドル／円の“買い注文”を出しています。

✧ 『買気配109.995－売気配110.005』のレートが提示されている時に、別の投資家が成行で“売り注文”を出すと、市場では109.995で取引が成立します。

✧ この場合、市場における安値／直近値は買指値より安い109.995と表示されますが、お客様の注文は成立しません。

＜両建てに関する重要事項＞

- 両建てとは、同一商品の売りポジションと買いポジションを同時に保有することを言います。売りと買いの両方のポジションを同枚数保有した場合、その後の相場変動に伴う評価損益の変動は売りと買いで相殺関係になります（例えば、売りで 10 の評価損が発生すると、買いでは 10 の評価益が発生します）ので、売り買いの合算では評価損益は変動しない（経済的には決済したことと同じ）状態になります。
- 両建て状態となっている場合、くりっく 365 の必要証拠金（建玉を維持するために必要な金額）の算出対象となる建玉数量は、売建玉と買建玉のうち数量の多いほうの建玉に対して計算されます。
- 両建ては、一般的には経済合理性のない取引とされており、お客様にとっては、取引コスト（手数料とスプレッド）を二重に負担することになる可能性があります。両建てを利用される際には、そのデメリットを十分に理解したうえで、お客様ご自身の判断で行って下さい。

決済注文について

決済方法は指定決済方式と先入先出方式から選択できます。

指定決済方式

建玉照会で保有しているポジションの中から、決済したいものを指定して注文を出す方法です。

決済建玉の指定方法

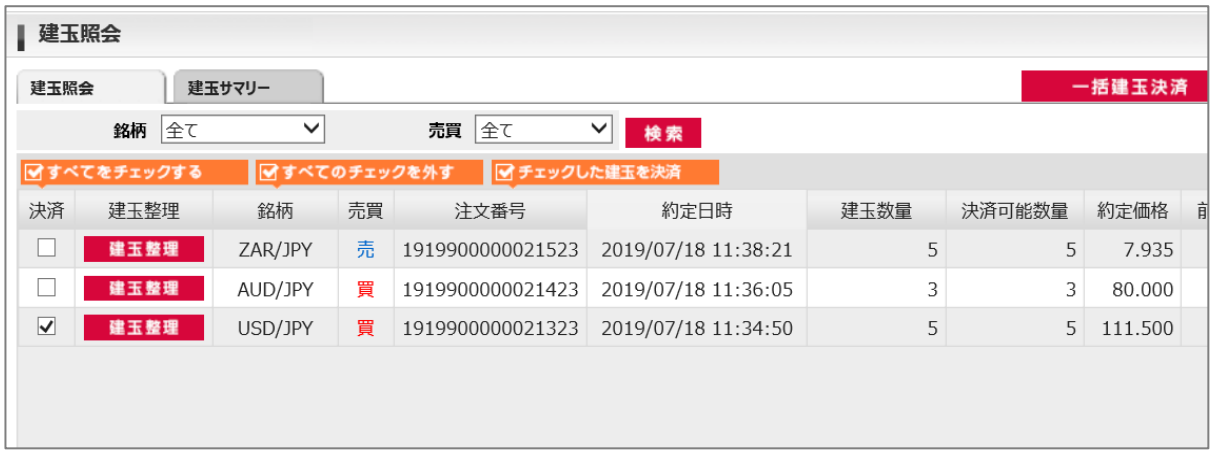

取引画面の『建玉照会』から、決済したい建玉を選び、「決済」の項目ボタンをクリックします。
『建玉サマリー』で決済建玉を選んだ場合、先入先出方式で決済されます。

建玉指定決済注文画面が開きますので、<銘柄>が指定した通貨であること< 新規／決済 >が『決済』になっていることを確認し、上部の注文方法タブから注文方法を選択します。
決済注文内容を入力し、下部には決済対象玉の情報が表示されますのでコチラも確認の上、「注文確認画面へ」ボタンをクリックします。
クリックすると「建玉指定決済注文(確認)画面」へ遷移しますので、注文内容を確認し「注文発注」ボタンをクリックすることで決済注文が完了します。
注文が受け付けられると注文照会画面に注文内容が表示されます。

先入先出方式

同一銘柄の保有ポジションに対して反対の売買が成立した際に、自動的に最も古い建玉から順番に決済する方法です。
取引画面の『注文（入力)』の、＜新規／決済＞で決済を選択します。

※ 一回の注文で一度に発注することができるのは同一銘柄・同一売買区分で保有する建玉数が上限となります。
※ 決済の対象建玉を指定する際には指定決済方式による決済注文となりますのでお間違いのないようご注意ください。

ＦＩＦＯ注文

発注時に新規/決済を指定しない注文で、建玉状況（注）によりシステム側で新規注文または決済注文を決定する注文方法です。

※ ＦＩＦＯ注文発注時に注文の反対ポジションを保有していない場合、全て新規注文として発注されます。
※ ＦＩＦＯ注文発注時に注文の反対ポジションを保有している場合は、先入先出方式による決済注文が優先され、残りは新規注文として発注されます。
（注）決済注文により拘束されている建玉は除く

建玉整理注文

同一銘柄の売りポジションと買いポジションを同時決済するときに利用する注文方法です。市場に注文を出さずに同値で決済することができます。どちらか一方のポジションの保有枚数が多い方に合わせて反対ポジションを複数指定することもできます。また、建玉整理には手数料はかかりません。

一括建玉決済（全決済注文）

決済注文にて拘束されていない保有ポジションを一括で決済するための注文発注方式です。決済注文にて拘束されている建玉が存在した場合、全建玉の決済とはなりませんのでご注意ください。（全決済注文による一括決済を行う場合には、事前に指値注文等の取消が必要です。）

※ 決済可能部分の決済処理について、両建範囲外の建玉は通常決済され、両建分の建玉は建玉整理による決済となります。

証拠金状況の見方

証拠金状況照会

更新

証拠金ステータス	適正	証拠金維持率	396.65 %
有効証拠金額　（※内訳）	5,014,560 円	現在のレバレッジ	6.15 倍
└証拠金預託額※	4,551,720 円	総必要証拠金額	1,264,200 円
└受渡予定額※	0 円	維持証拠金額	1,264,200 円
└出金依頼額※	0 円	発注可能額	3,287,520 円
└評価損益※	296,750 円	出金可能額　内訳	3,287,520 円
└スワップ累計※	166,090 円	入金可能額　内訳	5,000,000 円
証拠金余力	3,750,360 円	プレアラート基準額	1,517,040 円
証拠金不足額	0 円	アラート基準額	1,264,200 円
年間損益（参考）＊	452,790 円	ロスカット基準額	632,100 円

更新

【表示内容解説】

証拠金ステータス	現在の証拠金のステータスです。証拠金ステータスには「適正、プレアラート、アラート、ロスカット、証拠金不足、強制決済」があります。
有効証拠金額	証拠金預託額から、受渡予定額、出金依頼額、評価損益、スワップ累計を加減算した額で、お持ちの建玉をすべて決済した時に残る資金の概算額です。 （※）価格の変動及び決済にかかる手数料により、必ずしも実際に建玉を全決済した時の残金と同じではありません。
証拠金預託額	預託されている証拠金残高です。(当日入金額を含む)
受渡予定額	受渡日（決済日）の到来していない売買損益、スワップ損益、手数料等の合計です。受渡日（通常 2 営業日後、祝日を挟む場合はその分遅くなります）を迎えると証拠金預託額に反映されます。 ※ 益金は証拠金預託額に反映されるまで出金できません。
出金依頼額	お客様が依頼した出金額合計です。 （清算価格決定後の出金可能額が出金依頼額を下回った場合、全ての出金依頼は取消しとなります。）
評価損益	未決済建玉の現在の評価損益合計です。
スワップ累計	未決済建玉に付与されたスワップの合計です。
証拠金余力	証拠金不足までの余力です。有効証拠金額－維持証拠金額で計算されます。
証拠金不足額	前取引日終了時点の有効証拠金が維持証拠金を下回っている場合の当該不足金額です。
年間損益	当年 1 月からの通算損益です。 （※）新規建時に新規手数料・消費税を計算対象としております。そのため、新規建後に年を跨いで決済された場合の年間損益は新規建時の手数料分・消費税は含まれません。
証拠金維持率	有効証拠金を維持証拠金で割った数値。50%未満になるとロスカットとなります。
現在のレバレッジ	有効証拠金に対する保有建玉の総代金の割合です。
総必要証拠金額	注文中の注文及び保有建玉の合算で必要となる証拠金額です。
維持証拠金額	現在保有している建玉の維持に必要な証拠金額です。
発注可能額	新たな注文に利用することができる金額です。 証拠金預託額＋受渡予定額－出金依頼額＋（評価損益＋スワップ累計）※ －総必要証拠金額　　（※評価損益＋スワップ累計がマイナスの場合のみ加算）
出金可能額	現在の証拠金及び建玉状態で出金依頼が可能な金額です。

入金可能額	入金限度額から入出金累積額を引いた金額です。 ※　マイナスの場合は新規建玉ができなくなります。
プレアラート基準額	プレアラートが発生する水準で、証拠金維持率 120%で設定されています。
アラート基準額	アラートが発生する水準で、証拠金維持率 100%で設定されています。
ロスカット基準額	ロスカットが発生する水準で、証拠金維持率 50%で設定されています。

両建て時の必要（維持）証拠金額について

証拠金の算出対象となる銘柄毎に一律方式により計算されます。建玉数量は同一通貨で売建玉と買建玉の数量の多い方で計算されます。（MAX 方式）

必要証拠金額　＝　１枚あたりの必要証拠金　×　建玉数量　（ 売建玉と買建玉の数量の多い方 ）

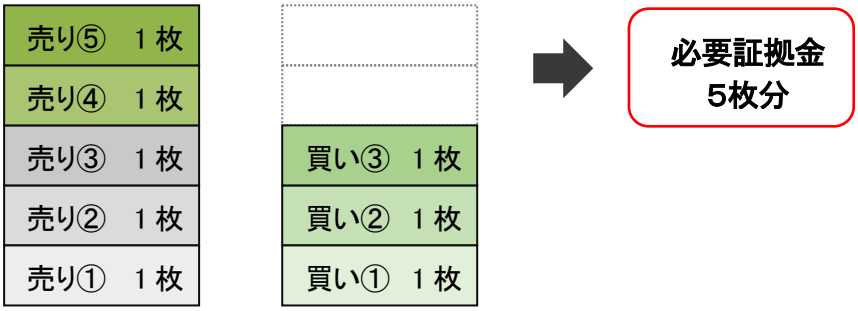

証拠金の計算

発注可能額の計算

発注可能額　＝　証拠金預託額＋受渡予定額－出金依頼額＋（ 評価損益＋スワップ累計）※
－総必要証拠金額
※（ 評価損益＋スワップ累計）がマイナスの場合のみ加算

出金可能額の計算

出金可能額　＝　現金予定残高－総必要証拠金額－出金依頼額＋（評価損益＋スワップ累計）※
※（ 評価損益＋スワップ累計）がマイナスの場合のみ加算

※　現金予定残高とは、受渡日ごとの受渡後予定残高（証拠金預託額）のうち、最小となる日の金額です。

証拠金維持率・有効証拠金額の計算

有効証拠金額　＝　証拠金預託額＋受渡予定額－出金依頼額＋評価損益＋スワップ累計
証拠金維持率　＝　有効証拠金額÷維持証拠金額×１００％

※　有効証拠金額は実質的な残金の概算額を示します。

ロスカット

くりっく 365（取引所為替証拠金取引）はレバレッジ取引のため、リスク管理が非常に重要となっています。お客様がお持ちのポジションについて急激な価格変動に伴う損失の拡大を防ぐために、AI ゴールド証券では証拠金維持率に基づくロスカット基準を設けています。なお、リスク管理のお手伝いのために同基準を設けておりますが、この基準に頼るだけではなく、お客様ご自身においてしっかりとしたリスク管理をされますようお願いいたします。

ロスカット　　証拠金維持率が５０％（ロスカット基準）未満となった場合、**すべての建玉が自動的に決済されます。**
ただし、取引時間外の通貨ペアがあり、決済されていない場合、付合せ開始後、当該通貨ペアに対する決済が執行されます。

※ 証拠金維持率のチェックは１秒毎に行われます。証拠金維持率の計算方法についてはＰ17「証拠金の計算」をご覧ください。
※ 相場に大幅な変動があった場合、損失が証拠金預託額の範囲内で収まらない場合があります。
※ 証拠金預託額を越える損失が発生した場合には、当該金額をご入金いただく必要がございます。
※ ロスカットの決済方法は差分発注（両建て状態の場合には、売り買い同枚数の両建て部分は建玉整理し、残りの建玉を市場で決済する）方式となります。
※ 必要証拠金が変更されたことにより、ロスカット基準に抵触する場合があります。
※ ロスカットによる注文が発注された後の取引の成立は市場での取引ルールに従います。気配値及び気配値の提示数量によっては、取引成立まで時間がかかることがあります。

＜プレアラート／アラートについて＞
※ 評価損益相当額の悪化をお客様にお知らせするため、証拠金維持率がプレアラート基準・アラート基準を割り込むと、登録されたメールアドレス宛てにアラート通知をいたします。
（証拠金維持率のチェックは１秒毎に行われます。）
※ プレアラート基準の設定は証拠金維持率１２０％、アラート基準は証拠金維持率１００％となっております。
※ 各アラートのお知らせは、お客様の取引画面にてご確認いただけます。
※ 時間帯や値動き等によっては、アラートの通知やお知らせの前にロスカットが執行される場合がございます。

新規建玉制限について

入金限度額を超える入金があった場合、不足金が確定かつ未入金の場合、AI ゴールド証券の定めた日時までに取引関係書類のご提出がなされない場合などに新規の建玉を制限させていただきます。
新規建玉制限の状態では新規に相当するご注文を発注することができません。（お持ちの建玉の決済は可能です。）

例）新規に建玉する場合
→注文不可

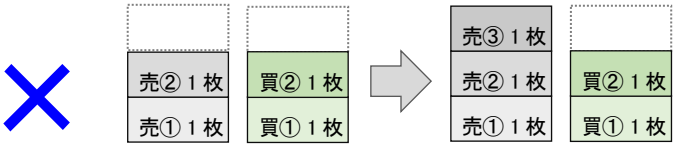

例）両建てにする場合
→注文不可

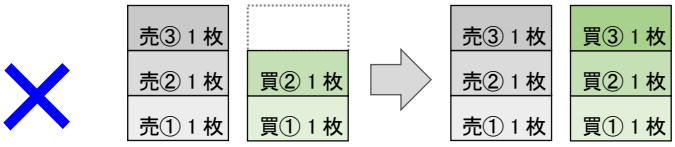

不足金

くりっく365では、1日の取引終了時に有効証拠金額が維持証拠金額を下回ると不足が発生します。証拠金不足額が発生した場合、建玉を維持するためには証拠金不足額以上のご入金が必要となります。

証拠金不足額は取引画面の「証拠金状況照会」の証拠金不足額の項目でご確認いただけます。

不足金発生のお知らせは、お客様の取引画面にてご確認いただけます。また、総合コースのお客様にはこれらに加え、担当者よりご連絡いたします。

不足金発生の流れ

1日取引時間終了
日本時間午前6：55
土曜日は午前6：00
（サマータイム適用期間は1時間早くなります）

日本時間午後5：00時点

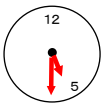

日本時間午後5：30時点

不足金確定　（新規建玉・出金指示が制限されます）

入金未確認

全ての建玉が強制決済されます。
新規建玉制限・出金指示制限は翌日の取引開始時まで解除されません。

入金確認

入金が確認され次第、不足解消となり、新規建玉制限・出金指示制限が解除されます。

※　証拠金不足額の一部入金および建玉の一部決済では不足解消とはなりません。
※　入金せずにご自身ですべて決済することも可能ですが、証拠金不足額以上の入金がない限り、新規建玉制限は翌日の取引開始時まで解除されません。
※　入金前に相場変動によりロスカット基準に達した場合は自動的に決済されます。この場合も証拠金不足額以上のご入金が確認できるまでは新規建玉制限は翌日の取引開始時まで解除されません。
※　不足金確定後、相場変動により有効証拠金額が維持証拠金額を上回った場合でも、入金が確認できない場合は、午後５時３０分時点ですべての建玉が強制決済されます。
※　強制決済時に取引時間外の通貨の建玉は当該通貨の取引開始時点で決済されます。すべての建玉が決済されるまでは新たな取引ができません。
※　強制決済の決済方法は差分発注（両建て状態の場合には、売り買い同枚数の両建て部分は建玉整理し、残りの建玉を市場で決済する）方式となります。
※　金曜日の取引終了後に不足金が確定した場合の入金期限は翌週初めの銀行営業日の原則午後５時となります。（クイック入金を利用し決済時刻前に入金処理された場合、強制決済は実施されません）
※　日本の祝日の前取引日終了時点に不足が確定した場合には、祝日中の強制決済は実施されません。
※　日本の祝日を挟んだ時の不足金の扱いは、当該期間中の最大不足額が翌銀行営業日における証拠金不足額となります。
　＜例＞　金曜日に１０万円の不足が発生し、祝日の翌月曜日は不足なしの場合、月曜日付の取引終了時点の不足金額は１０万円となります。
※　クリスマスにより取引時間が短縮される場合、不足金の入金期限、および入金が確認できない場合における建玉の強制決済時刻は、変更されることがあります。

入出金に関する事項

入金について

AI ゴールド証券の指定する口座にお振込みください。お振込先は口座開設通知書に同封し、ご案内いたします。口座開設前、口座開設通知書受領前には振込先はお知らせできません。
また、ログイン後の取引画面より、クイック入金を利用して入金することができます。
設定された 『入金限度額』 の範囲内でのご入金をお願いします。入金限度額を超える入金が行われた場合には新規の建玉を制限させていただきます。

※ お振込みの際の振込手数料はお客様負担となります。
※ 当日扱いでお振込みされなかった場合には、当日中に入金確認することはできません。
※ 当日扱いとなる時間については、お客様がご利用になられる金融機関により変わります。お手数ですが、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
※ お振込みについての弊社の入金取扱時間は平日の午前８時３０分から午後５時です。
※ クイック入金に手数料はかかりません。
※ クイック入金の入金取扱時間はシステム稼働時間中の各銀行の取扱時間内です。
※ 対象取引毎に、証拠金をお振り込み頂く当社指定銀行口座は異なりますのでご注意ください。（別途明示していない限り、各取引の証拠金は別口座で管理されています。）
※ 当社取扱商品の取引口座間で証拠金を振り替えるためには別途書面での手続きが必要となります。

出金について

ご出金依頼は、システム稼働時間中は取引画面より指示することができます。
総合コースのお客様は、ＡＩゴールド証券、金融商品仲介業者または媒介業者に代行入力を指示することもできます。
取引時間内に出金指示を出した場合、翌銀行営業日にお客様のご指定いただいた口座にお振込みいたします。

※ 清算価格決定後、出金可能額を基準に出金が処理されます。相場変動等により出金可能額が出金依頼額を下回った場合は全ての出金依頼が取消されます。
※ 証拠金不足額が確定した場合、証拠金不足額以上の入金がない限り出金指示が制限されます。出金指示は翌営業日以降に可能となります。
※ 出金指示により有効証拠金額は減少します。これによりロスカットおよび不足金が発生する価格水準が変わりますのでご注意ください。
※ 決済による益金は、証拠金預託額に反映された日（受渡日）以降に出金指示が可能になります。
※ 取引日でない日に出金指示を出した場合、翌取引日の受付となり、翌々取引日以降の銀行営業日に出金されます（例：日曜日の出金指示は月曜日の受付となり、火曜日に出金されます。）。
※ AI ゴールド証券からお客様の指定口座への送金手数料は AI ゴールド証券負担です。

＜入金限度額について＞

◆ 証拠金取引は、差し入れた証拠金以上の損失が生じる可能性のあるハイリスク／ハイリターンの取引であり、過度に資金をつぎ込むのは好ましい事ではありません。このため、AI ゴールド証券では、お客様に入金する資金の上限額をご申告いただき、入金限度額を設定しております。

◆ 入金限度額は、口座開設時に設定する他、お取引開始後の変更のお申し出も受け付けております。（入金限度額変更に際しては、書面での手続きが必要となります。）

◆ 入金限度額は、お客様の資産背景や収入状況、投資経験などを総合的に勘案し、AI ゴールド証券で審査のうえ設定させて頂きますので、ご申告いただいた金額の設定ができない事もあります。また、入金限度額の変更の場合には、お取引の状況や口座開設時（または直前変更時）からの経過期間、入金限度額の変更履歴なども踏まえた審査となります。

※ 入金限度額は、万一その全てを失ったとしても生活に支障のない範囲内でご申告ください。

※ 口座開設時または入金限度額の変更希望時にご申告いただくご資産には、AI ゴールド証券に設定した取引口座に入金済みの金額は除いた額をご申告ください。

※ 入金限度額の変更に際しては、お客様の資産背景等確認のため、証憑等の提示をお願いする場合がございます。

※ 入金限度額はあくまでも入金される金額の上限を設定するものであり、設定された金額の全額を入金いただく必要はございません。

取引要綱

取引証拠金

AI ゴールド証券の定める取引所為替証拠金取引に係る 1 枚当たりの必要証拠金額は、取引所が算出し公表する為替証拠金基準額（レバレッジ 25 倍上限付き HV 方式）と同額とします。

但し、取引参加者は、取引対象である通貨の価格変動などを鑑み、取引所基準額を上回る必要証拠金額を設定することがあります。

各通貨ペアにおける必要証拠金額は別紙をご覧ください。

（※）取引所における 1 枚あたりの為替証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の 4%に相当する円価額、又は、想定元本金額にその時々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額のうち、いずれか大きい方の円価額で、一週間ごとに見直しされます。但し、取引所が前記の方法により証拠金基準額を定めることが適正でないと判断したときは、その都度適正と認める為替証拠金基準額を定めることがあります。

取引時間

1）対円通貨

適用期間	曜日	プレオープン時間	開始時間	終了時間
米国ニューヨーク州 サマータイム非適用期間	月曜日	午前 6:10～7:10	午前 7:10	翌午前 6:55
	火～木曜日	午前 7:45～7:55	午前 7:55	翌午前 6:55
	金曜日	午前 7:45～7:55	午前 7:55	翌午前 6:00
米国ニューヨーク州 サマータイム期間	月曜日	午前 6:10～7:10	午前 7:10	翌午前 5:55
	火～木曜日	午前 6:45～6:55	午前 6:55	翌午前 5:55
	金曜日	午前 6:45～6:55	午前 6:55	翌午前 5:00

2）クロスカレンシー通貨

適用期間	曜日	プレオープン時間	開始時間	終了時間
米国ニューヨーク州 サマータイム非適用期間	月曜日	午前 6:10～7:10	午前 7:10	翌午前 6:25
	火～木曜日	午前 7:45～7:55	午前 7:55	翌午前 6:25
	金曜日	午前 7:45～7:55	午前 7:55	翌午前 5:30
米国ニューヨーク州 サマータイム期間	月曜日	午前 6:10～7:10	午前 7:10	翌午前 5:25
	火～木曜日	午前 6:45～6:55	午前 6:55	翌午前 5:25
	金曜日	午前 6:45～6:55	午前 6:55	翌午前 4:30

※ プレオープン時間帯には約定は発生しません。
※ サマータイム適用期間は 3 月第 2 日曜日～11 月第 1 日曜日を指します。
※ 取引時間外の注文はすべて処理前の預かりの状態となり、プレオープン開始時に処理されます。
※ 取引時間中に出した注文を取引時間外に取消すると、プレオープン開始時に処理されます。
※ 取引時間中に出した決済注文を取引時間外に取消すると、次の決済注文がプレオープン開始時まで出せません。
※ 取引時間は海外市場の祝日等の理由で変更される場合があります。その際は、事前にホームページ等でお知らせいたします。

取引日

土曜日、日曜日、1 月 1 日を除く毎日

※ 1 月 1 日が日曜日の場合は 1 月 2 日も休場となります。

※ 日本の祝祭日(1 月 1 日以外)も取引を行うことが可能です。

※ 但し、その他にも臨時に休業日を定める場合があります。

決済日

ある取引日における受渡日（決済日）は原則 2 営業日後となります。

※ 日本、米国および取引した通貨の母国市場が祝祭日である場合、受渡日（決済日）が繰り下げられる場合があります。

取引コースのご案内

区分／コース	総合コース	インターネットコース
コース内容	お電話にてご注文や相場情報を含めた運用のご相談をお受けするコースです。	インターネットを使いお取引いただくコースです。
取引画面入力	お電話での指示で、注文の発注・変更・取消、出金依頼など取引画面への入力は弊社が代行します。 ※　インターネットコースと同様に、お客様自身で取引画面に注文等を入力することも可能です。	注文の発注・変更・取消、出金依頼など取引画面への入力は。インターネットを使いお客様自身で取引画面に入力いただきます。 ※　パソコン障害等の緊急時には、お電話での指示も受け付けますが、電話注文の場合は下記の通り適用手数料が異なります。
手数料 （１枚あたり片道、消費税込み）	1,100 円 ※　媒介口座をご利用の場合、手数料のうち金融商品仲介業者または媒介業者へ支払う媒介手数料は下記の通りとなります。 ・　1,100 円のうち 770 円 ※　総合コースでは、日計り取引 注1 に該当した場合、決済手数料はいただきません。	220 円 （電話注文の場合 440 円） ※　媒介口座をご利用の場合、手数料のうち金融商品仲介業者または媒介業者へ支払う媒介手数料は下記の通りです。 ・　220 円のうち 110 円 ・　440 円のうち 220 円
報告書等	取引報告書、証拠金受領書、取引残高報告書（四半期報告書、但し、電子交付については月次報告書）、年間損益報告書などの報告書、および取引説明書などの重要文書は原則郵送いたします。 ※　「書面による郵送の停止」を選択され、インターネットコース同様の電子交付扱いとする事もできます。	取引報告書、証拠金受領書、取引残高報告書（月次報告書）、年間取引報告書などの報告書、および取引説明書などの重要文書は電子交付となりますので、取引画面でご確認ください。 なお、年間損益報告書及び重要性等の観点で当社が必要と判断した書類は郵送扱いとなります。
費用	口座設定や口座維持にかかる費用はございません。 報告書等の作成・送付費用も無料です。	口座設定や口座維持にかかる費用はございません。 年間損益報告書の作成費用は無料です。 但し、その他の報告書等の郵送を頻繁に希望された場合、作成および郵送費用を請求させて頂くことがあります。

※手数料は取引ごとに発生します。お預り証拠金からの控除は受渡日（原則、取引日の翌々取引日）に反映します。

※キャンペーン等により別途手数料が適用される場合があります。適用される場合には別途のご案内をご確認ください。

（注１）日計り取引とは、1 取引日の取引時間中に、新規にポジションを建てる取引とそれを決済する取引の両方を行い、1 取引日中に損益が確定する取引形態です。

お取引口座に係る重要なご案内

お預りのみの口座の取扱い

お客様の取引所為替証拠金取引口座に関しまして、２年超に亘り、建玉、売買及び入出金の履歴がないお客様につきまして、弊社の判断により、お預りしている証拠金残高をご登録の金融機関口座に返金させて頂くことがございます。
なお、お預かり証拠金を返金した場合であっても、直ちに取引口座が閉鎖される事はございませんので、再度ご入金いただければお取引は可能　（※）　です。
（※）　返金によりお預り残高がなくなった口座の取扱いについては、下記をご参照ください。

お預りがなくなった口座の取扱い

お客様の取引所為替証拠金取引口座に関しまして、お預り残高がなくなった口座の取扱いは以下の通りです。

① 取引終了日（※）もしくは口座開設日より　<u>１年以上</u>　ご入金がない場合
取引再開をご希望の場合には、改めて口座設定申込書類をご提出いただきます。お客様の最新の情報に基づいた審査の実施後に取引が可能となります。

② 取引終了日（※）もしくは口座開設日より　<u>２年超</u>　ご入金がない場合
弊社の判断により、取引口座を閉鎖させていただきます。取引口座の閉鎖後、取引画面は利用できなくなります。
取引再開をご希望の場合には、改めて口座設定申込書類をご提出いただきます。お客様の最新の情報に基づいた審査の実施後に取引が可能となります。

（※）「取引終了日」とは、証拠金残高および有効証拠金が０円になった日を指します。

長期に亘り連絡が取れなくなった口座の取扱い

お客様の取引所為替証拠金取引口座に関しまして、氏名・名称、住所、電話番号、及び／又はメールアドレスの変更の届出を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、弊社にお客様の所在が不明となり又は連絡がとれなくなった場合、為替証拠金取引口座設定約諾書第５条及び取引所為替証拠金取引約款第 18 条に基づき、お客様は期限の利益を失うこととなります。この場合、当社の判断により、お客様が取引口座で保有する全建玉を決済のうえ、証拠金預託額全額をご登録の金融機関口座に返金させて頂くことがございます。

弊社による取引の制限について

弊社においてお客様の届出事項やお取引に疑義が生じた場合は、事前にお客様への告知なく弊社の判断によってお取引の制限や精算・返金を行わせていただく場合がございます。

上記の取扱いは、休眠口座の不正利用によるマネーロンダリング等のリスクを軽減すること等を目的としておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

会社案内

＜会社概要＞

会社名	AI ゴールド証券株式会社
本社所在地	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12－8 TEL ： 03-6861-8181 URL ： https://www.aigold.co.jp
設立	2005 年 12 月
資本金	4 億 4000 万円
業務内容	取引所為替証拠金取引の受託 取引所株価指数証拠金取引の受託 取引所指数先物取引の委託の取次 商品先物取引の委託の取次　等
代表者	代表取締役社長　辻村　武之
登録番号	関東財務局長（金商）第 282 号
加入取引所	株式会社 東京金融取引所
加入団体	一般社団法人金融先物取引業協会
株主	カネツホールディングス株式会社

＜アクセス＞

都営新宿線 馬喰横山駅Ａ３出口より徒歩３分
都営浅草線 東日本橋駅Ｂ２出口より徒歩３分
日比谷線 人形町駅Ａ４出口より徒歩５分

個人情報保護宣言

当社は、お客様との「共存共栄」を理念とし、上場証拠金取引の専業会社として、お客様の満足度向上に取り組んでおり、お客様を第一に考えた商品・サービス・情報等（以下、「金融サービス等」といいます。）を提供していくため、『お客様本位の業務運営に関する基本方針』を制定しています。お客様の情報は、この金融サービス等を提供するためになくてはならないものであり、当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）を厳重に保護し適性に利用することは、当社の最も重要な社会的責任であると認識しております。当社は以下の方針をもってお客様の個人情報等の保護に万全を尽くして参ります。

AIゴールド証券株式会社
東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
代表取締役社長　辻村　武之

1. **関係法令の遵守**

当社は、個人情報等の保護に関する関係法令、個人情報保護員会及び金融庁ガイドライン、認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. **利用目的**

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、別紙に定めた利用目的を明確にするとともに、その達成に必要な範囲内でお客様の個人情報等を適切に取り扱います。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ取り扱います。なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. **安全管理措置**

当社は、お客様の個人情報等の漏洩等を防止するため、別に定めた必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、すべての役職員及び業務委託先に対して適切な監督を行います。

(1) 基本方針の策定

当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。

(2) 個人データの取扱いに係る規定等の整備

当社は、個人情報保護委員会及び金融庁により制定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等、並びに金融商品取引業者として当社が加入する自主規制機関の定めに準拠した取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。

(3) 組織的安全管理措置

1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う役職員及び当該役職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

2) 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監査部門や場合により外部の者による監査を実施しています。

(4) 人的安全管理措置

1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。

2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5) 物理的安全管理措置

1) 個人データを取り扱う区域において、役職員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6) 技術的安全管理措置

1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(7) 外的環境の把握

当社は、経済安全保障の考え方に従い、国外にお客様の個人情報を保管することはしておりません。将来国外にお客様の個人情報を保管することになった場合は、当該国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に記載された安全管理措置に相当する安全管理措置を実施し、そのことを公表またはご本人へ通知いたします。

4. 漏えい等への予防

当社は、個人情報等へのアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいの予防策を実施します。

5. 教育・啓蒙

当社は、すべての役職員に対し、個人情報等の保護の重要性を理解し、お客様の個人情報等を適切に取り扱うよう研修等を通じて教育・啓蒙を行います。

6. 正確性の確保

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。

7. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取り扱いを図るため、この個人情報保護宣言を適宜見直し、継続的な改善に努めて参ります。

8. 開示等のご請求への対応

当社は、お客様の個人情報等に関する個人の権利を尊重し、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等の請求があった場合には、ご本人様であることを確認させていただいたうえで、適切かつ迅速な回答に努めます。なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の有無について回答します。

9. お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き

当社はお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための各措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

① 当該第三者における体制整備の方法

② 当該第三者が実施する相当措置の概要

③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度

④ 当該外国の名称
⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

10. 個人情報等の主な取得元

当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、主に以下のような取得元等から、お客様の個人情報を取得します。

- 市販の書籍等に記載された情報、新聞やインターネット等で公表された情報
- 口座開設申込書類や実施するアンケート等に、お客様から直接記入・入力いただいた情報
- お客様からの電話や電子メールによるお問い合わせ等を通じてご提供いただいた情報
- 商品や金融サービス等の提供を通じて、お客様やご紹介者からお聞きした情報

＊お客様と当社での電話通話に関しては、お客様対応の正確性とサービスの向上のために通話内容を録音させていただいております。

11. 外部委託している主な業務

当社は業務の一部を外部委託しており、お客様の個人情報等を外部委託する主な業務には以下のようなものがあります。

・お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
・情報システム（金融商品取引、商品先物取引等）の運用・保守に関する業務
・お客様の口座開設や各種報告書の送付等に係る事務処理業務
・金融商品仲介業務及び商品先物取引仲介業務に係る委託業務
・金融商品仲介業務及び商品先物取引仲介業務に係る帳簿書類の保管業務

12. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等の取り扱いに関するご質問・ご意見・苦情等に対し、迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。

AI ゴールド証券株式会社　業務管理部
〒103－0005　東京都中央区日本橋久松町 12-8
電話番号：03-6861-8383
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日から 1 月 3 日、土日及び祝日を除く。）
E メール：kanri@aigold.co.jp

13. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人金融先物取引業界及び日本証券業協会の協会員です。各協会では、協会員の個人情報の取り扱いについての相談、苦情等を以下の窓口で受付しています。

■ 一般社団法人　金融先物取引業協会（個人情報苦情相談室）
〒101-0052　東京都千代田区神田小川町 1-3　NBF 小川町ビルディング
電話番号：03-5280-0881
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日から 1 月 3 日、土日及び祝日を除く。）

■ 日本証券業協会（個人情報報相談室）
〒103-0027　東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号
電話番号：03-6665-6784
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日から 1 月 3 日、土日及び祝日を除く。）

個人情報等の利用目的

当社は、お客様の個人情報等について、以下の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲内で、お客様の個人情報を利用いたします。なお、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン（個人情報保委員会・金融庁公示）等により、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用いたしません。

1. 事業内容

(1) 金融商品取引業務（為替証拠金取引、株価指数証拠金取引、商品関連市場デリバティブ取引）及び商品先物取引業務並びに、これらに付随する業務
(2) 法律により金融商品取引業者及び商品先物取引業者である当社が所定の承認を受けたことにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取り扱いが承認される業務を含みます。）

2. 利用目的

(1) 金融商品取引及び商品先物取引法に基づく金融商品、商品先物取引の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
(2) 法令に基づく金融商品取引所及び商品取引所並びに自主規制機関等の調査・報告業務の要請に対応するため
(3) 当社又は関連会社、提携会社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引並びに、それらに関する、セミナー、サービス及びキャンペーン等の勧誘・販売・サービスの案内をするため
(4) 適合性の原則等に照らした判断等、当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引やそのサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
(5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認手続き又はご本人の代理人であることを確認するため
(6) 当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引及びそのサービスをご利用いただく資格等の確認のため
(7) 当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引に関する資料の提供、口座開設手続き並びに金融商品取引並びに商品先物取引の受託及びそのサービスの申込の受付のため
(8) 取引報告書等やダイレクトメールの発送等、当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引やサービスの事務処理を行うため
(9) お取引の解約や解約後の事後管理のため
(10) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や業務の履行のため
(11) お問い合わせやご相談への対応並びに、苦情及び紛争の解決を図るため
(12) 他の事業者等からの個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
(13) 市場調査及びデータ分析やアンケート調査の実施等による商品やサービスの研究や開発のため
(14) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
(15) 以下の範囲において当社の関連会社間にて共同利用する場合

■ 共同利用する関連会社の範囲

・お客様と当社との契約に関し仲介業務を行う金融商品取引業者（各金融商品取引業者における個人情報の利用目的は各社のホームページをご覧ください。）

・お客様と当社との契約に関し媒介業務を行う金融商品仲介業者及び商品先物取引仲介業者（各仲介業者における個人情報の利用目的は各社のホームページをご覧ください。）

■ 共同利用する関連会社における利用目的

・取り扱う金融商品取引及び商品先物取引及びそれらに関するセミナー、サービス及びキャンペーン等の勧誘のため

■　共同利用する個人データの範囲

・氏名、住所、性別、年齢、職業、電話番号、メールアドレス及び仲介取引・媒介取引に係る取引情報等

■　個人情報に関する管理責任の帰属

・管理責任は当社が有しております

(16) 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引及び商品先物取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「これらの取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」に則り、金融商品等（商品先物取引における受託契約の締結を含む。）の販売・勧誘にあたり常にお客様の信頼の確保を第一義とし、次の項目を遵守いたします。

1. 当社は、お客様の本人確認をさせていただくとともに、お客様の知識と経験、資産の状況、投資目的、投資性向等を十分把握したうえで、適切な勧誘を行います。
2. 当社は、お客様ご自身の判断でお取引いただくための、関係法令・諸規則等で義務づけられている書面等を交付の上、商品の特性や仕組み等、十分ご理解いただけるよう適切な説明に努めます。
3. 当社は、お客様のご迷惑となる時間帯には電話や訪問による投資勧誘を行いません。勧誘に際し、ご迷惑な場合はその旨を営業担当者にお申し出いただくか、内部管理責任者（03-6861-8383）までご連絡ください。
4. 当社は、お客様の信頼にお応えできるよう、常に知識技能の習得・研鑽に努めます。
5. 当社は、勧誘の適正化を図るために窓口を設置しております。お客様からのご意見・ご要望は、内部管理責任者（03-6861-8383）までご連絡ください。

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

当社は、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引、商品先物取引、金融商品市場、及び商品先物市場からの排除を図り、以て資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、以下の項目を遵守します。

1. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、取引関係を含め、一切の関係を持ちません。
2. 当社は、警察・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密に連携し、反社会的勢力の排除に努めます。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、組織的に民事・刑事の両面から法的対応を行います。
4. 当社は、いかなる理由であろうと、反社会的勢力に対する資金の提供、その他一切の便宜の供与を行いません。
5. 当社は、お客様と従業員の安全確保のために必要な措置を講じます。

【上記に関するお問い合わせ先】
AI ゴールド証券株式会社　業務管理部
〒103-0005　東京都中央区日本橋久松町 12-8
電話番号　：　03-6861-8383
受付時間　：　9 時～17 時（祝日・休日を除く月～金曜日）

MEMO

お問い合わせ

取引所参加者

AI ゴールド証券株式会社

東京都中央区日本橋久松町１２－８
金融商品取引業者　登録番号　関東財務局長（金商）第 282 号
加入団体　：一般社団法人金融先物取引業協会
コンサルティング部
TEL：　０３－６８６１－８１８１　URL：https://www.aigold.co.jp/
フリー：０１２０－９５－８１８１　E-mail：kawase@aigold.co.jp
お客様相談窓口（苦情・紛争の受付窓口）
当社では適正な勧誘が行われるよう、お客様相談窓口を設置しています。
ご意見・ご要望はお客様相談窓口（業務管理部）までご連絡ください。
TEL：　０３－６８６１－８３８３
E-mail：kanri@aigold.co.jp

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。
東 京 本 部〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1　第二証券会館
大阪事務所〒541-0041　大阪市中央区北浜 1-5-5　大阪平和ビル
TEL：　０１２０－６４－５００５　（全国共通）
受付時間　：　月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで
（振替休日を含む祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

一般社団法人金融先物取引業協会

TEL：　０３－５２８０－０８８１　URL：https：//www.ffaj.or.jp/
E-mail：ffaj@ffaj.or.jp

個人情報に関する外部相談窓口

一般社団法人金融先物取引業協会　個人情報苦情相談室

TEL：　０３－５２８０－０８８１
URL：　https://www.ffaj.or.jp/privacy-association/

20250201

AIゴールド証券株式会社

【別紙】　必要証拠金表

（適用期間：2025年8月18日～2025年8月22日）

取引通貨ペア	取引単位	呼び値	必要証拠金（1枚当あたり）
米ドル/円	1万米ドル	0.005	58,960円
ユーロ/円	1万ユーロ	0.005	68,520円
英ポンド/円	1万英ポンド	0.01	78,810円
豪ドル/円	1万豪ドル	0.005	38,310円
スイスフラン/円	1万スイスフラン	0.01	73,030円
カナダドル/円	1万カナダドル	0.01	42,860円
NZドル/円	1万NZドル	0.01	34,960円
南アフリカランド/円	10万南アランド	0.005	33,090円
トルコリラ/円	1万トルコリラ	0.01	1,460円
ノルウェークローネ/円	10万Nクローネ	0.005	57,540円
香港ドル/円	10万香港ドル	0.005	75,110円
スウェーデンクローナ/円	10万Sクローナ	0.005	61,330円
メキシコペソ/円	10万メキシコペソ	0.005	31,540円
ポーランドズロチ/円	1万Pズロチ	0.01	16,070円
中国オフショア人民元/円	1万中国オフショア人民元	0.001	8,210円
ハンガリーフォリント/円	10万ハンガリーフォリント	0.001	1,730円
チェココルナ/円	10万チェココルナ	0.005	27,940円
ユーロ/米ドル	1万ユーロ	0.0001	68,520円
英ポンド/米ドル	1万英ポンド	0.0001	78,810円
英ポンド/スイスフラン	1万英ポンド	0.0001	78,810円
米ドル/スイスフラン	1万米ドル	0.0001	58,960円
米ドル/カナダドル	1万米ドル	0.0001	58,960円
豪ドル/米ドル	1万豪ドル	0.0001	38,310円
ユーロ/スイスフラン	1万ユーロ	0.0001	68,520円
ユーロ/英ポンド	1万ユーロ	0.0001	68,520円
NZドル/米ドル	1万NZドル	0.0001	34,960円
ユーロ/豪ドル	1万ユーロ	0.0001	68,520円
英ポンド/豪ドル	1万英ポンド	0.0001	78,810円

●AIゴールド証券の定める取引所為替証拠金取引に係る必要証拠金額（以下、「必要証拠金」といいます。）は定額方式とし、取引所が算出し公表する為替証拠金基準額（レバレッジ25倍上限付きHV方式、以下、「取引所基準額」といいます。）を基に定め一週間ごとに見直します。

●取引所基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の4％に相当する円価額、又は、想定元本金額にその時々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額のうち、いずれか大きい方の円価額で、一週間ごとに見直しされます。

●取引所基準額の算出方法

計算式：為替証拠金基準額＝取引単位（元本金額）×〇％(*)×（5取引日の為替清算価格平均値）

(注1) 為替証拠金基準額は通貨ペアごとに定めます。

(注2) 為替証拠金基準額は十円単位、十円未満の端数は切り上げます。

(注3) 5取引日の為替清算価格平均値とは、毎週の最終の取引日（以下「算定基準日」という）から遡る5取引日（当該算定基準日含む）における、取引所為替証拠金取引の為替清算価格の平均値と致します。
全ての通貨ペアの百分率は4%となります。

●最新の必要証拠金は、当社ホームページのほか、取引所ホームページ（https://www.click365.jp/service/service02.html）でご覧いただけます。

【別紙】 必要証拠金表

（適用期間：2025年8月25日～2025年8月29日）

取引通貨ペア	取引単位	呼び値	必要証拠金（1枚当あたり）
米ドル/円	1万米ドル	0.005	59,080円
ユーロ/円	1万ユーロ	0.005	68,930円
英ポンド/円	1万英ポンド	0.01	79,870円
豪ドル/円	1万豪ドル	0.005	38,510円
スイスフラン/円	1万スイスフラン	0.01	73,140円
カナダドル/円	1万カナダドル	0.01	42,840円
NZドル/円	1万NZドル	0.01	35,100円
南アフリカランド/円	10万南アランド	0.005	33,530円
トルコリラ/円	1万トルコリラ	0.01	1,450円
ノルウェークローネ/円	10万Nクローネ	0.005	57,850円
香港ドル/円	10万香港ドル	0.005	75,330円
スウェーデンクローナ/円	10万Sクローナ	0.005	61,710円
メキシコペソ/円	10万メキシコペソ	0.005	31,610円
ポーランドズロチ/円	1万Pズロチ	0.01	16,190円
中国オフショア人民元/円	1万中国オフショア人民元	0.001	8,220円
ハンガリーフォリント/円	10万ハンガリーフォリント	0.001	1,750円
チェココルナ/円	10万チェココルナ	0.005	28,170円
ユーロ/米ドル	1万ユーロ	0.0001	68,930円
英ポンド/米ドル	1万英ポンド	0.0001	79,870円
英ポンド/スイスフラン	1万英ポンド	0.0001	79,870円
米ドル/スイスフラン	1万米ドル	0.0001	59,080円
米ドル/カナダドル	1万米ドル	0.0001	59,080円
豪ドル/米ドル	1万豪ドル	0.0001	38,510円
ユーロ/スイスフラン	1万ユーロ	0.0001	68,930円
ユーロ/英ポンド	1万ユーロ	0.0001	68,930円
NZドル/米ドル	1万NZドル	0.0001	35,100円
ユーロ/豪ドル	1万ユーロ	0.0001	68,930円
英ポンド/豪ドル	1万英ポンド	0.0001	79,870円

●AIゴールド証券の定める取引所為替証拠金取引に係る必要証拠金額（以下、「必要証拠金」といいます。）は定額方式とし、取引所が算出し公表する為替証拠金基準額（レバレッジ25倍上限付きHV方式、以下、「取引所基準額」といいます。）を基に定め一週間ごとに見直します。

●取引所基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の4％に相当する円価額、又は、想定元本金額にその時々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額のうち、いずれか大きい方の円価額で、一週間ごとに見直しされます。

●取引所基準額の算出方法

計算式：為替証拠金基準額＝取引単位（元本金額）×〇％(*)×（5取引日の為替清算価格平均値）

(注1) 為替証拠金基準額は通貨ペアごとに定めます。

(注2) 為替証拠金基準額は十円単位、十円未満の端数は切り上げます。

(注3) 5取引日の為替清算価格平均値とは、毎週の最終の取引日（以下「算定基準日」という）から遡る5取引日（当該算定基準日含む）における、取引所為替証拠金取引の為替清算価格の平均値と致します。
全ての通貨ペアの百分率は4%となります。